

3 市共同資源化事業基本構想（案）

【概要版】

平成 26 年 3 月

小平市 東大和市 武蔵村山市

小平・村山・大和衛生組合

目 次

第1章 基本構想策定にあたって	1
第1節 構想策定の目的	1
1. 3市共同資源化事業の枠組の明確化	1
2. 減量化・資源化施策の方向の明示	1
3. 施設整備の基本的事項の取りまとめ	1
第2節 基本方針	1
第2章 一般廃棄物処理の将来予測	2
第3章 3市共同の資源化に向けて	4
第1節 共通施策の設定	4
1. 共通施策の設定	4
第2節 3R施策の推進	4
1. 発生・排出抑制	4
2. 事業系ごみ対策	4
3. 資源化の推進	5
4. 自主的なごみ減量に対する支援	5
第3節 今後のごみ処理の方向性	6
1. 資源物の処理	6
2. 不燃・粗大ごみの処理	6
3. 可燃ごみの処理	6
4. 3市共同資源物処理施設	7
5. ごみの分別区分・収集方法の統一	8
第4節 ごみ処理施設の計画的更新	9
1. 不燃・粗大ごみ処理施設	9
2. ごみ焼却施設	9
第5節 事業スケジュール	11
第4章 3市共同資源物処理施設整備基本計画	12
第1節 基本事項	12
1. 計画の概要	12
2. 敷地条件	13
第2節 施設概要	14
1. 施設規模	14
2. 主要設備の検討	14

第3節 プラザ機能等	15
第4節 環境保全計画	15
1. 公害防止基準等の設定	15
2. 環境保全対策	16
第5節 配置・動線計画	17
第6節 建設・運営計画	18
1. 周辺環境対策	18
2. 財源計画	18
第7節 事業スケジュール	18

はじめに

小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「3市」という。）地域では、ごみの減量施策やごみの収集、リサイクルなどは市が行ない、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの処理（中間処理）は3市共同による小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）、焼却した後の残さ（焼却灰）のエコセメント化（セメントとしてのリサイクル）や燃えないごみの最終処分（埋立）は25市1町共同による東京たま広域資源循環組合がそれぞれ管理・運営を行なっています。

ごみや資源を取り扱う廃棄物行政では、生産から流通、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会に向けて、3R（Reduce（リデュース）「発生抑制」、Reuse（リユース）「再使用」、Recycle（リサイクル）「再生利用」）を推進していくことが、社会的に求められています。

こうした中で、廃棄物の処理は、まず、できる限り廃棄物の発生や排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした廃棄物の発生や排出の抑制及び適正な循環的な利用を徹底したうえで、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本となっています。

一方、ごみや資源の処理・処分（再生を含む。）には施設などが必要不可欠ですが、3市で排出されるびん、缶、ペットボトルなどの資源化を行う施設は、老朽化や処理能力の限界などの課題があります。また、ごみ処理施設では、老朽化とともに旧式化した粗大ごみ処理施設の更新等が喫緊の課題となっています。

3市共同資源化事業基本構想は、平成33年度のごみの焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源化事業の全体像を示すものです。

今後、この構想に基づき、3市と組合は循環型社会の形成に向けた取組を、共同で推進していきます。

第1章 基本構想策定にあたって

第1節 構想策定の目的

1. 3市共同資源化事業の枠組の明確化

本構想は、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた、3市共同資源化事業の全体像を示すものです。

2. 減量化・資源化施策の方向の明示

循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化施策について、3市地域共通の目標と共同で実施する施策の方向を示すものです。

3. 施設整備の基本的事項の取りまとめ

現在、3市の資源化を行う施設は、老朽化などの課題があります。また、組合のごみ焼却施設及び粗大ごみと燃えないごみを処理する粗大ごみ処理施設は、いずれも老朽化とともに旧式化しており、早急に更新等を検討しなければならない状況にあります。

ごみの資源化や処理・処分に必要不可欠な施設などについて、整備に向けた基本的事項を定めます。

第2節 基本方針

3市は、それぞれ策定している「一般廃棄物処理基本計画」の中で、一般廃棄物処理に係る基本的な考え方を示しています。この基本的な考え方によると、3市は共通して「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を目指すとしています。

本構想は、この基本的な考え方を踏まえ、以下に示す項目を基本方針として設定します。

< 3市共同資源化事業基本構想 基本方針 >

1 循環型社会の形成推進

廃棄物の適正な循環的利用や処分を行うためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な規模の施設を確保して広域的な処理を行うことが有効であることから、3市地域の広域的協調により、3R施策の一層の徹底を図り、ごみの減量化と循環的利用を推進します。

2 計画的な施設整備

ごみ処理施設や資源化を行う施設は、廃棄物処理を安定的に実施するために必要不可欠な施設として一体的・総合的に検討します。また、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めます。

3 環境負荷の低減

ごみの発生・排出抑制施策の強化を図り、資源化を行う施設の整備やごみ処理施設の更新にあたっては、確立された最新技術の効果的導入を図るなど、総合的な環境負荷の低減を図ります。

第 2 章 一般廃棄物処理の将来予測

過去 5 年間（平成 20～24 年度）の実績を基に予測した 3 市地域全体のごみ排出量の予測結果を表 2-1-1 及び図 2-1-1 に、処理量の予測結果を表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示します。

人口及びごみ排出量ともに減少傾向となります。資源物については、プラスチック製容器包装（以下「容リプラ」という。）の排出量は減少傾向となり、ペットボトルの排出量は増加傾向となります。

表2-1-1 ごみ排出量の予測結果（3市地域全体）

区分\年度		予 測 値			
		H24	H29	H32	H35
人 口		342,053	339,459	338,474	335,945
年間 (t/年)	行政処理量	93,265	89,682	88,366	87,119
	可燃ごみ	64,104	61,518	60,624	59,762
	不燃ごみ	6,977	6,656	6,488	6,326
	粗大ごみ	1,582	1,513	1,475	1,446
	資源物	20,602	19,995	19,779	19,585
	容リプラ	3,686	3,637	3,610	3,585
	ペットボトル	1,036	1,071	1,092	1,115
	その他(有害ごみ含む)	15,880	15,287	15,077	14,885
	集団回収量	4,031	4,098	4,110	4,094
	合計	97,296	93,780	92,476	91,213

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。
 容リプラの実績値及び予測値は、小平市の可燃ごみ及び不燃ごみに含まれる容リプラの潜在量を想定し、可燃ごみ、不燃ごみからの移行量を見込んでいます。
 また、可燃ごみ、不燃ごみ量については、上記分を減じている。

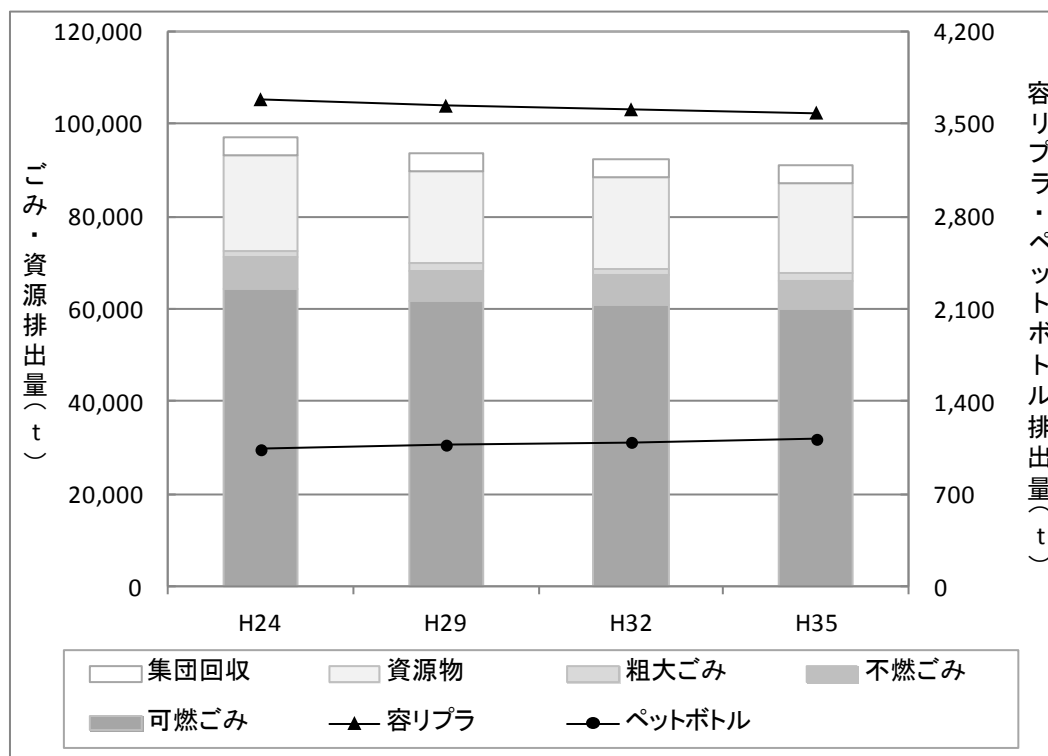


図2-1-1 ごみ排出量予測結果（3市地域全体）

表2-1-2 ごみ処理量の予測結果（3市地域全体）

単位：t/年

区分\年度		実績			
		H24	H29	H32	H35
総排出量		97,296	93,780	92,476	91,213
総搬入量		93,265	89,682	88,366	87,119
中間処理	可燃ごみ	64,104	61,518	60,624	59,762
	古紙抜取量	2	2	2	2
	焼却量	71,512	68,588	67,516	66,488
	焼却残さ	8,769	8,411	8,280	8,153
	焼鉄	890	853	841	827
	不燃・粗大ごみ	8,559	8,169	7,963	7,772
	破砕可燃物	7,410	7,072	6,894	6,728
	破砕不燃物	79	75	73	72
資源化	破砕資源物	1,071	1,022	996	972
	リサイクル量	35,365	34,381	34,008	33,633
	資源物（有害ごみ含む）	20,602	19,995	19,779	19,585
	中間処理施設からの資源化量	1,963	1,877	1,839	1,801
	古紙抜取量	2	2	2	2
	焼鉄	890	853	841	827
	破砕資源物	1,071	1,022	996	972
	焼却残さ（エコセメント化）	8,769	8,411	8,280	8,153
最終処分	集団回収	4,031	4,098	4,110	4,094
	最終処分量	79	75	73	72
	中間処理施設からの最終処分量	79	75	73	72
破砕不燃物		79	75	73	72
リサイクル率（エコセメント除く）		27.3%	27.7%	27.8%	27.9%
リサイクル率（エコセメント含む）		36.3%	36.7%	36.8%	36.9%
最終処分率		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。
 ※ リサイクル率及び最終処分率は総排出量に対する割合。

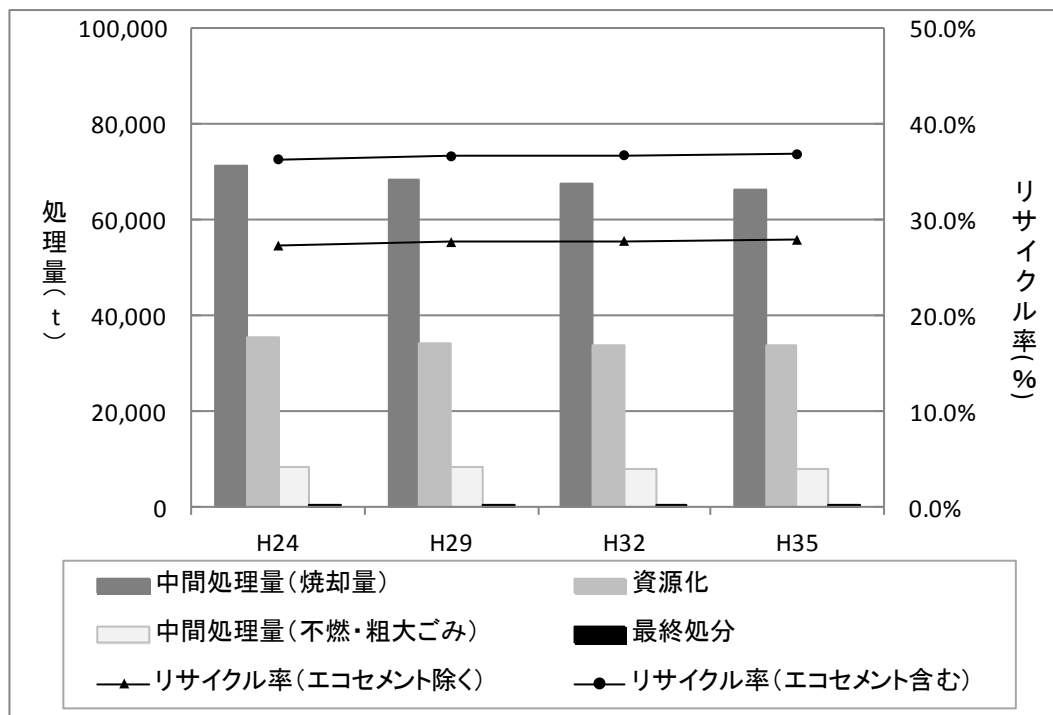


図2-1-2 ごみ処理量の予測結果（3市地域全体）

第3章 3市共同の資源化に向けて

第1節 共通施策の設定

1. 共通施策の設定

3市の一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、次のとおり3市共通の施策を設定します。

< 3市の共通施策 >

- | | |
|-----|--|
| 施策1 | 3市共同による3R施策の推進
・循環型社会を目指して資源化基準の統一を図るとともに、3市地域が協調し、ごみ減量化施策の強化・拡充を図ります。 |
| 施策2 | 安定した資源の循環的利用の促進
・新たに3市共同資源物処理施設を整備し、容リプラ及びペットボトルの安定的な資源化を推進します。 |
| 施策3 | ごみ処理施設の計画的更新
・3市地域のごみ処理システムを、循環型社会にふさわしいシステムに変革するため、3市共同資源物処理施設と併せて、老朽化・旧式化した粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設を一体的・総合的に検討し更新するための事務に着手します。 |

第2節 3R施策の推進

1. 発生・排出抑制

3R施策のなかで、最も重視されるのはリデュース（発生抑制）に係る施策であり、ごみそのものの発生を抑制する主体は消費者である市民です。そのため市民の消費行動がごみや環境に、より配慮したものに変わってゆくことが求められています。

今後も、それぞれの市の施策のより一層の推進を図るとともに、3市共同で実施することでより高い効果を得ることができると考えられる、以下に示す事業や施策を検討します。

- 環境学習機能を有する施設の整備
- 出前説明会等を実施する組織の検討

2. 事業系ごみ対策

事業系ごみについては、既に3市それぞれで有料化が導入されていますが、3市の各料金設定や徴収方法と、排出量の実態による結果を相対的に検証し、より効果が得られるよう現在の制度等の見直しを検討します。

3. 資源化の推進

(1) 資源化基準の統一

容リプラ及びペットボトルの資源化を推進するとともに、ごみを含めた排出物の資源化基準については、3市共同資源物処理施設の稼働時期を目途に3市で統一を図ります。

継続して資源化を行うペットボトルを除く、中期的なプラスチック類の分別基準統一の基本的な考え方を次の上段に整理し、また、基本的考え方を前提とした分別区分を、同下段のとおりとします。

基本的な考え方	① 容リプラは、指定法人ルートによる資源化を推進します。 ② 容リプラを除くプラスチック（製品プラスチック）のリサイクルを推進します。 ③ ①、②を除くプラスチック類は、焼却処理とします。 ④ 複合材料のものや大きさから焼却処理に支障のあるものは、前処理として破碎及び選別を行います。				
	種別	資源	可燃	不燃	粗大
プラスチック製 容器包装	きれいなもの	○			
	汚れの落とせないもの		○		
	ペットボトルのキャップ	○			
その他プラス チック製品	金属などとの複合製品			○	
	最も長い辺の長さが50cm以上				○
	最も長い辺の長さが50cm未満		○		

(2) 3市全域で協調して実施する事業

1) 集団・店頭回収の拡充

集団・店頭回収の拡充は、民間主体による資源化の拡充であり、資源化に係る行政関与の低減を図ることのできる重要な施策といえます。また、集団回収には行政回収と比較して財政的な効果も見込めます。

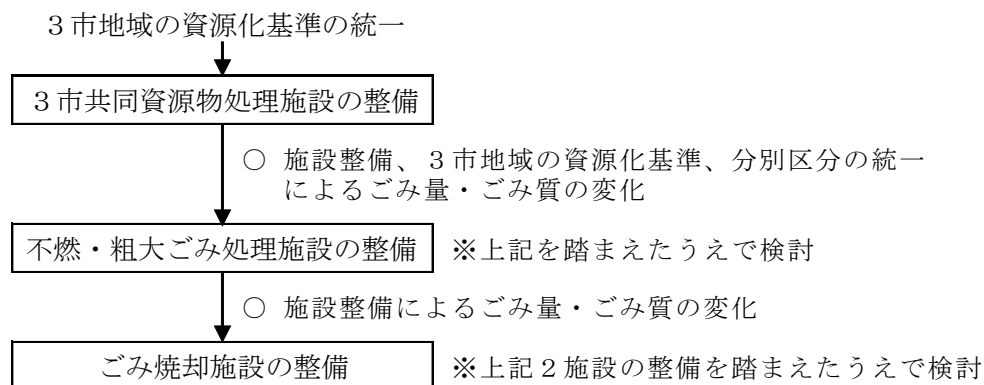
そのため、自治会や子ども会、PTAなどへの積極的な啓発活動を進め、集団回収の実施団体の育成や組織の拡大、店頭回収拡充に向けた販売店との連携体制の強化などに向け、3市全域での連携により、効果的な施策・事業を検討し、実施します。

4. 自主的なごみ減量に対する支援

ごみ問題や環境問題に関心を持ち、自らごみの減量を実践している市民やNPO等の団体も多くあります。これらの活動の広域的連携を図り、団体等への支援の充実と、活動の場の提供を検討します。

第3節 今後のごみ処理の方向性

今後のごみ処理(施設整備)の方向性としては、基本方針でも触れたとおり、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について、一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めることとします。



1. 資源物の処理

資源物の処理は、現在、3市それぞれ単独処理していますが、容器プラとペットボトルについては、3市共同資源物処理施設において共同処理を行っていくものとし、容器プラ及びペットボトル以外の資源物については、現状どおり単独処理を継続するものとします。

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要な不可欠な施設として、3市が共同して公設で整備を進めます。

2. 不燃・粗大ごみの処理

不燃ごみと粗大ごみは、現在、組合の粗大ごみ処理施設にて共同処理しており、今後も現状体制を継続するものとします。

現有粗大ごみ処理施設は、施設の老朽化・旧式化が進んでいるため、早急に施設の整備・更新の計画に着手します。

3. 可燃ごみの処理

可燃ごみは、現在、組合のごみ焼却施設にて共同処理しており、今後も現状体制を継続するものとします。

現有ごみ焼却施設は、平成33年度までの稼働を目標に維持・補修が行われており、施設整備のためには10年程度の期間が必要であることから、早急に施設更新に向けた事務手続きに着手する必要があります。

なお、施設更新にあたっては、本構想に基づく3R施策の進捗状況や3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備・更新に伴う、ごみの減量やごみ質の変化を考慮し、手続きを進めていくものとします。

4. 3市共同資源物処理施設

(1) 整備スケジュール

3市共同資源物処理施設の整備事業は、平成27年度に調査・計画に着手、平成29年2月までに工事発注に必要な調査・計画・発注手続きを全て完了するものとします。

整備スケジュールを表3-3-1に示します。

表3-3-1 整備スケジュール（3市共同資源物処理施設）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
調査・計画期間		■				
建設 工事	設計 期間		■			
	建設 期間			■		
稼 働						■

(2) 施設規模

3市共同資源物処理施設の施設規模は以下のとおりとします。

容 リ プ ラ : 17t/日

ペットボトル : 7t/日

合 計 : 24 t/日

(3) 整備用地

3市共同資源物処理施設の整備用地は、現在、市有地として所有していること、(新たな財政負担がなく使用できる)、現状でリサイクルが行われていること、及び3市の中間的な位置にあり、収集コストの最小化が図れるなどから、3市と組合の4団体で確認している東大和市暫定リサイクル施設用地とします。

(4) 基本処理フロー

3市共同資源物処理施設の基本処理フローは、第4章に示します。

(5) プラザ（環境啓発）機能

プラザ（環境啓発）機能は、施設周辺地域住民との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等を備えた、地域の利便につながる施設として、整備内容を検討し、配置します。

5. ごみの分別区分・収集方法の統一

更新するごみ処理施設の効率的利用（施設設計）のため、収集方式（各戸、ステーション）、資源物の分別区分、収集（回収）容器、収集運搬体制等の統一を図ります。

（１）収集方式

収集方式は、3市共同資源化事業を推進する上で統一しなければならない前提ではありませんが、より質の高い資源化を3市が一体として図っていくために、一致した方式の採用に向けた検討を継続します。

（２）資源物の分別区分

小平市と東大和市は、容リプラとペットボトルを別袋で分別収集をしています。一方、武蔵村山市では、容リプラとペットボトルを一緒に収集し、施設で選別する方式を採用しています。

今後は、3市共同資源物処理施設の機能面を考慮し、容リプラ及びペットボトルはそれぞれ独立した区分とすることとします。

（３）収集（回収）容器

収集（回収）容器は、収集方法や施設の機能に大きく影響します。3市共同資源物処理施設の処理対象物である容リプラ及びペットボトルについては、小平市と武蔵村山市は2品目とも袋による方式を、東大和市は容リプラについては袋、ペットボトルについてカゴによる方式を採用しています。収集（回収）容器は、収集コストや施設の機能面から、施設の稼働時期に合わせて、袋による収集とすることとします。

（４）収集運搬体制

3市共同資源物処理施設を設置し、円滑に運営していくために、施設への搬入車両台数の平準化を図る必要があります。平準化のためには、小平市が2地区、東大和市及び武蔵村山市がそれぞれ4地区としている現状の収集地区割りを、3市全域を対象に地域ごとの実情を踏まえ、ごみ量が特定の日や曜日に集中しないように新たな地区割を検討します。

第4節 ごみ処理施設の計画的更新

1. 不燃・粗大ごみ処理施設

(1) 整備スケジュール

不燃・粗大ごみ処理施設は、平成27年度から施設整備基本計画の策定に着手し、小平市清掃事務所で行なわれている事業や他の計画との調整や連携を図り、次節に示すとおり計画します。

(2) 施設規模の設定

不燃・粗大ごみ処理施設の施設規模は、以下のとおりとします。

不燃・粗大ごみ：38t/日

(3) 整備用地

ごみ焼却施設に隣接し、破碎後の可燃ごみの運搬がスムーズに行えることなどから、3市と組合の4団体で確認している小平市清掃事務所用地（図3-4-1参照）とします。

(4) 基本処理フロー

平成27年度に策定する「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設基本計画」において定めることとします。

2. ごみ焼却施設

(1) 検討事務への着手

ごみ焼却施設については、3市共同資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、組合において今後の更新の方向を取りまとめた提案図書の作成に着手します。

また、この施設がごみの処理システムの中で規模が大きく、処理の流れの中心的な位置づけとなることから、この提案図書に基づき、市民意見等を考慮しつつ3市と組合の協議において施設の姿や機能、更新スケジュールを検討します。

(2) 整備用地の検討

整備用地は、組合用地（図3-4-1参照）を基本として検討します。

組合用地は、敷地面積約15,700㎡であり、ごみ焼却施設を整備することは可能であると考えられますが、現状では敷地全体が現有施設の操業に活用されています。

組合用地内での更新は、既存施設の全部又は一部の解体が必要となると考えられることから、廃棄物の適正な処理を確保しつつ更新する手法について、詳細な検討を行いません。

また、組合への搬入道路（小平市道第A-1号線（松の木通り））については、交通の安全の確保及び搬入・搬出車両の円滑な走行の確保に向けた検討をしていきます。

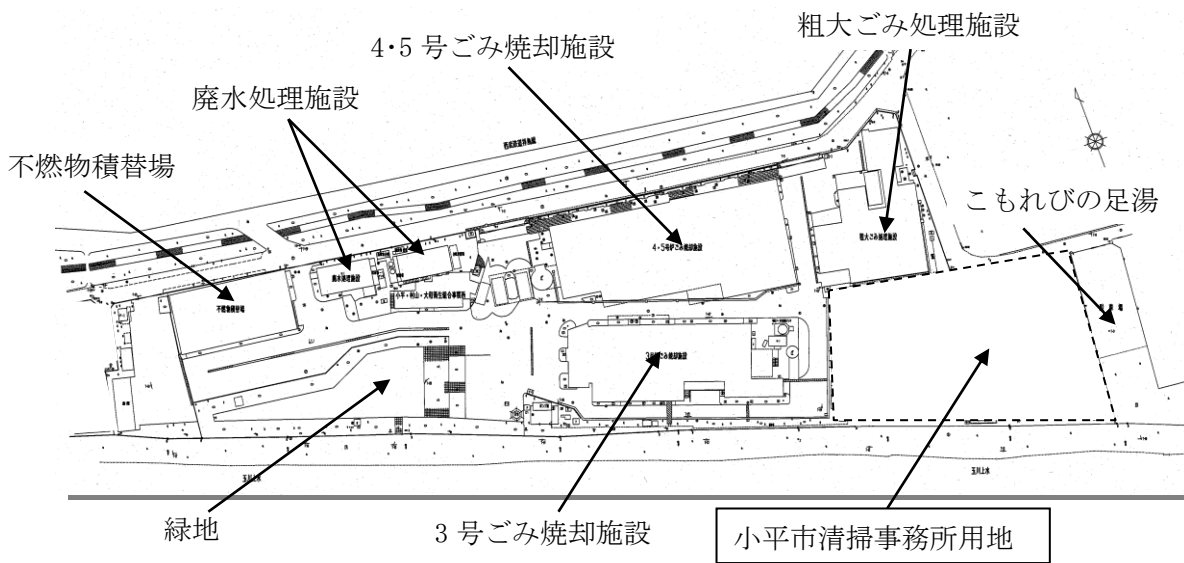


図3-4-1 組合用地（主要施設等の配置）と小平市清掃事務所用地

第5節 事業スケジュール

施設整備に必要な調査など、計画支援事業を含めた3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備事業の事業スケジュール（案）を表3-5-1に示します。

なお、3市共同資源物処理施設については、詳細な事業スケジュールを次章に示します。

表3-5-1 事業スケジュール（案）

項目		年 度								
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
3市共同資源物処理施設	調査・計画業務関連	1. 地域計画作成	■							
		2. 生活環境影響調査		■	■					
		3. 施設整備実施計画作成		■	■					
		4. 測量・地質調査		■						
		5. 地歴調査・土壌調査		■	■					
		6. 工事発注準備			■	■				
	建設工事関連	7. 施設工事入札事務				■				
		8. 仮契約・本契約				■				
		9. 設計期間				■	■			
		10. 新施設建設工事					■	■		
	11. 施設稼働							■	■	■
不燃・粗大ごみ処理施設	調査・計画業務関連	1. 施設整備基本計画作成		■	■					
		2. 生活環境影響調査			■	■				
		3. 測量・地質調査			■					
		4. 土壌調査			■	■				
		5. 工事発注準備				■	■			
	建設工事関連	6. 施設工事入札事務					■			
		7. 仮契約・本契約					■			
		8. 設計期間					■	■		
		9. 新施設建設工事						■	■	
		10. 施設稼働								■

第4章 3市共同資源物処理施設整備基本計画

第1節 基本事項

1. 計画の概要

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の整備、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要な不可欠な施設として3市が共同して整備を進める施設です。

本章では、3市共同資源物処理施設の具体的な計画内容を定めるものとします。

<計画の概要>

- 施設名称：3市共同資源物処理施設
- 処理方式：手選別、圧縮梱包
- 処理能力：24 t/日（容リプラ：17 t/日、ペットボトル：7 t/日）
- 建築面積：約 2,500 m²
- 延床面積：約 4,900 m²
- 建物高さ：約 24m
- 構造：地上3階構造（地下ピット有り）
- 作業時間：午前8時～午後5時（月～金曜日）
- 緑化面積：屋上部 約 560 m² 地上部 約 550 m²

2. 敷地条件

(1) 建設計画地の位置

3市共同資源物処理施設は、東大和市の南西部に位置する東大和市暫定リサイクル施設用地に整備する計画です。整備用地の周辺図を図4-1-1に、地域地区等についての概要を表4-1-1に示します。

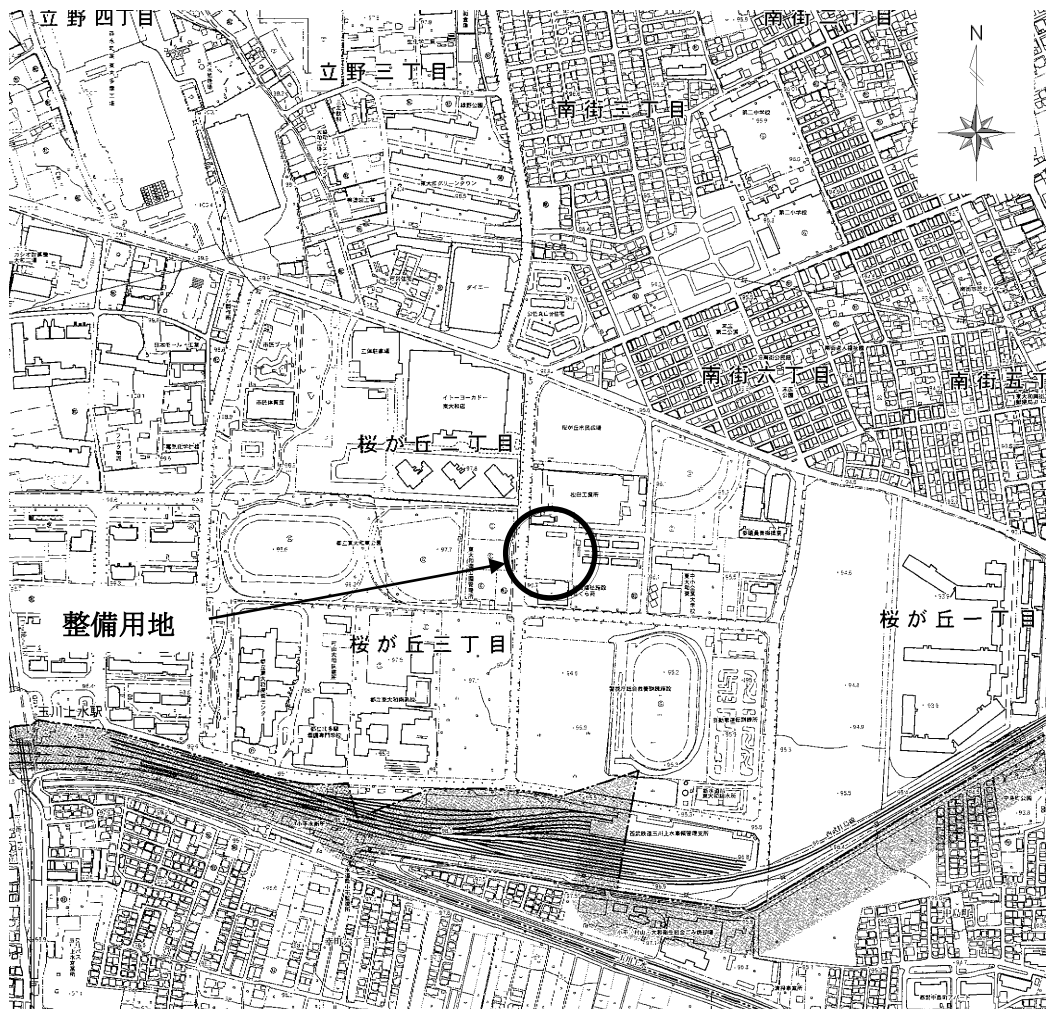


図4-1-1 整備用地周辺図 (1/10,000)

※ 施設の周辺には、マンション等が建設されており住宅地となっています。

表4-1-1 整備用地の地域地区等の概要

整備用地	東京都東大和市桜が丘2丁目 122-2
都市計画区域の内外の別	都市計画区域内
防火地域	準防火地域
面積	4,311.64 m ²
用途地域	工業地域
指定容積率	200%
指定建ぺい率	60%
高度地区	25m
日影規制	4h-2.5h (測定面：4m)

第2節 施設概要

1. 施設規模

施設規模は前章より 24t/日とします。(容リプラ：17t/日、ペットボトル：7t/日)

2. 主要設備の検討

(1) 基本処理フロー

容リプラとペットボトルは、別々に袋詰めで収集されます。収集車での施設への搬入後、それぞれの受入ピットに貯留します。その後クレーンにより受入ホッパに投入し、破袋・除袋機により袋と内容物に分け、手選別コンベヤにて異物を除去した後に圧縮梱包します。また、破袋後の指定収集袋は異物として回収します。

3市共同資源物処理施設の処理フロー（案）を図4-2-1に示します。

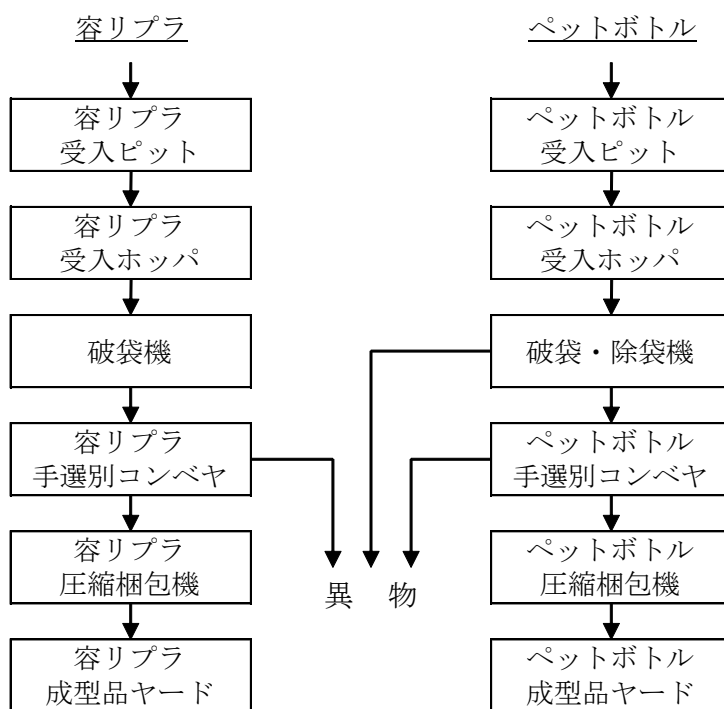


図4-2-1 3市共同資源物処理施設処理フロー（容リプラ、ペットボトル）

第3節 プラザ機能等

再生工房や環境学習機能等のプラザ機能として、再生可能な家具や自転車などを市民が持ち込み、修理する工房スペースや掲示板や啓発用パネル等の他、修理した家具などを展示する啓発展示スペース、見学者への説明や各種講座・教室など多目的に活用できる自由スペースを設け、市民が集い学べる機能を有し、環境に関する市民活動の拠点となる施設づくりを目指します。

なお、具体的なプラザ機能は、施設周辺地域住民との協議のうえ設定し、実施計画や実施設計に反映させることとします。

第4節 環境保全計画

1. 公害防止基準等の設定

施設の稼働に伴う環境負荷を低減するため、関係法令等を順守するだけでなく、これら規制等の適用を受けない項目についても自主管理基準を設け、環境保全に努めます。

3市共同資源物処理施設における公害防止基準等を以下に示します。

(1) 水質

施設から発生する排水については、公共下水道に放流する計画であり、本計画では東大和市下水道条例における汚水排除基準を順守することとします。

(2) 騒音・振動

騒音・振動の公害防止基準について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準を順守します。

(3) 悪臭

悪臭の公害防止基準について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準を順守します。

(4) 揮発性有機化合物（VOC）

容リプラを処理する施設においては、揮発性有機化合物（VOC）に関する法令上の規制がないことから、その対応を表4-4-1に示します。

表4-4-1 揮発性有機化合物（VOC）への対応

対応の基本	現状の周辺環境に影響を与えない濃度に処理し排気します。
管理の方法	総揮発性有機化合物（T-VOC）について、定期的に環境大気及び施設内空気の排出口の濃度測定を行い、その結果を公表します。

2. 環境保全対策

(1) 水質（排水）対策

施設からの排水は、生活系については直接下水道に放流し、床洗浄水等の排水については油水分離を行い下水道に放流します。

(2) 騒音・振動対策

施設から発生する騒音・振動は、資源物の受入や選別・圧縮・梱包、搬出作業を全て室内で行い、室内の気密性を保ち、施設外への影響を防止します。また、施設内の各機器は低騒音・低振動型を採用し、適切な位置に配置します。

(3) 悪臭対策

施設からの臭気の発生及び漏洩を防止するため、次の対策を実施し、排出口における臭空気の無臭化を図ります。

- ・汚れが付着したものが資源物に混入しないよう、市民への啓発普及に努めます。
- ・臭気等が発生しやすい場所には、排気装置を設置し、臭気を含む空気を吸引します。
吸引した空気は、脱臭装置で処理し排気します。

(4) 揮発性有機化合物（VOC）対策

施設では、容リプラの圧縮時に発生する揮発性有機化合物（VOC）の環境への排気濃度を低減するため、吸着方式（活性炭等）と酸化分解方式（光触媒等）を効果的に組み合わせた除去設備を設置します。

これらの除去設備により、揮発性有機化合物（VOC）を周辺環境に影響を与えない濃度とします。

(5) その他の環境保全対策

その他の環境保全対策として以下の策を講じます。

- 粉じん対策
- 低公害車両の採用
- 揮発性有機化合物（VOC）排出濃度の測定（モニタリング）
- 環境測定

第5節 配置・動線計画

車両動線を含めた施設の全体配置図（案）を図4-5-1に示します。

敷地内の計量機（トラックスケール）の位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な待機スペースを確保することにより、収集車両の集中による公道待機の発生を防止し、一般車両の通行を阻害しないようにします。

また、資源物の受入や選別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設内の気密性を保ち、施設外への影響を防止します。

なお、搬入車両は2 tパッカー車で1日あたり64台程度、搬出車両は1日あたり10 tウイング車で3台程度及び4 tパッカー車で4台程度になります。

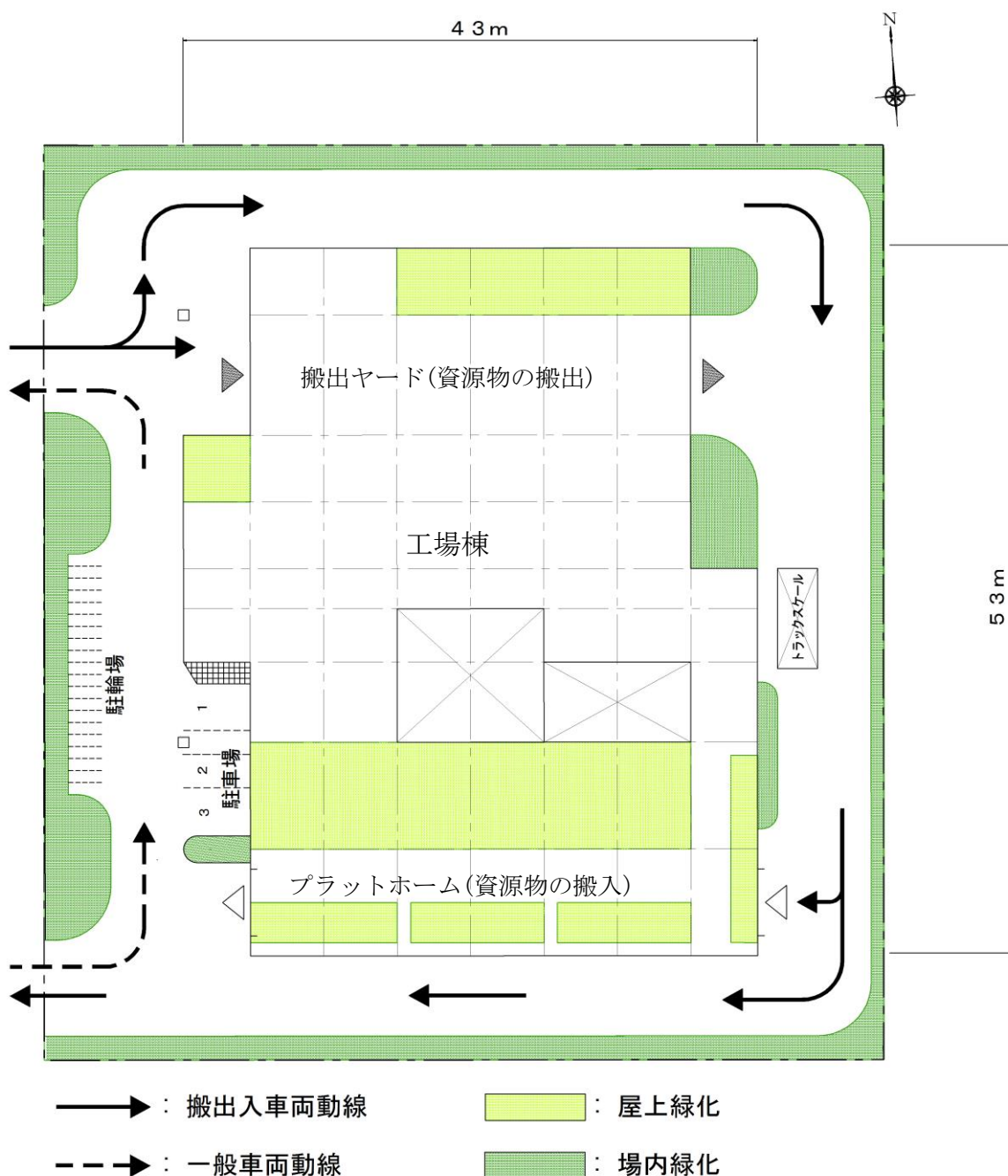


図4-5-1 全体配置図（案）（S=1:500）

第6節 建設・運営計画

1. 周辺環境対策

施設は東大和市暫定リサイクル施設用地に建設する計画です。施設の建設にあたっては、周辺環境と調和した施設整備に努めるものとします。

また、環境負荷の低減、地球温暖化対策を行い、下記のとおり周辺環境に配慮した施設計画を実施します。

- 敷地内緑化、屋上緑化
- 自然エネルギーの活用
- 消費電力の低減
- 操業に伴う騒音・振動・光害対策
- 臭気及びVOC（揮発性有機化合物）対策
- 搬入路対策

なお、具体的な周辺環境対策は、施設周辺地域住民との協議のうえ設定し、実施計画や実施設計に反映させることとします。

2. 財源計画

施設の建設に係る概算建設費は、類似施設の施設規模 t あたりの平均単価及び環境対策経費を考慮し、1,320,000 千円と設定します。

$$\begin{aligned} \text{概算建設費} &= \text{施設規模 } t \text{ あたりの平均単価} \times \text{施設規模} \times \text{環境対策経費率 (1.2)} \\ &= 46,000 \text{ 千円} \times 24t/\text{日} \times 1.2 \\ &= 1,324,800 \text{ 千円} \quad \approx 1,320,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

第7節 事業スケジュール

施設整備にかかる事業スケジュール（案）を表 4-7-1 に示します。

